

●規程改正の概要

要 旨	<p>特定行為研修修了者へ新たな被服を貸与するため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程の一部改正（規程第●号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる。 ・ 当院では、令和 4 年度より看護師特定行為研修を開講し、「感染コース」、「クリティカルケアコース」を設けている。 ・ 当院の特定行為研修修了者は、令和 5 年度末現在で 20 名、活動件数は、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月の期間で 172 件となっている。 ・ 今後も研修を継続していくため、修了者数や活動件数は増加していく見込みである。 ・ 特定行為看護師になることで、医師があらかじめ作成した手順書をもとに看護師の判断で特定行為が行うことになることから、院内はもとより、患者に対しても特定行為看護師であることを周知する必要がある。 ・ よって、特定行為看護師であることが視覚的に捉えられるよう、特定行為研修修了者に対し、新たな作業衣及び白ズボンを貸与する。 <p>貸与品目 作業衣（背中に特定行為看護師の刺繍入り） 白ズボン</p> <p>貸与数量 2 着</p> <p>貸与年数 2 年</p>
施行期日	<p>令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程 新旧対照表（令和6年4月1日施行）

新					旧				
別表1					別表1				
職種等	品目	数量/人	貸与期間	備考	職種等	品目	数量/人	貸与期間	備考
看護師	作業衣	2	2	特定行為研修 了者に限る	新				
	白ズボン	2	2						

特定行為研修修了者に係るスクラブの購入について

1. 経緯

看護部より、特定行為研修を修了した者が、特定看護師としての業務に当たる際、医師や患者から視覚的に理解してもらえよう、特定看護師と刺繍されたスクラブを購入してほしい旨依頼があった。

2. 購入依頼品の詳細

作業衣 背中刺繍（特定行為看護師＋英字）

白ズボン

3. 問題点

- ・ 被服貸与規定の中に該当する規定が存在しない。

4. 対応

- ・ 特定行為は、診療の補助のうち、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為を新たに看護師が担うものであることから、医師や患者から視認しやすいことにはメリットがあると認められる。
- ・ よって、被服貸与規程に新たに看護師のスクラブを追加し、特定行為研修修了者に対し貸与することとしたい。（令和6年3月25日理事会で審議）

5. 経費（令和6年度）

作業衣 3,250円×1.1=3,575円（税込）

白ズボン 2,350円×1.1=2,585円（税込）

計 (3,575+2,585円)×20人×2着=246,400円（税込）

※人数は、2023年度末特定行為研修修了者数であり、今後増加する見込み

